

子ども会育成のために



令和5年4月

東大阪市子ども会育成連絡協議会

はじめに

子ども会活動をもとに地域社会を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、私たち育成者すべての願いです。

子ども会は、子どもたちの手による子どもたちの会ですが、育成者、指導者のみなさまがたのご支援・ご協力・ご尽力が必要です。

この冊子は、子ども会活動をよりスムーズに運営していただくために作成いたしました。

コロナ禍の影響もあり、子ども会活動にとっては厳しい時代となってきていますが、多くの方々にこの冊子を十分にご活用いただき、より充実した子ども会活動の運営と発展にあたってくださることを期待いたします。

令和4年4月 東大阪市子ども会育成連絡協議会

目 次

★ 子ども会と育成会の位置づけ …………… 1

- ☆ 子ども会員・指導者・ミドルリーダー
- ☆ 子ども会を支える育成会
- ☆ 育成会の組織
- ☆ 育成会の会則

★ 子ども会をよく知ろう …………… 5

- ☆ 子ども会のねらい
- ☆ 子ども会の活動内容
- ☆ 子ども会のしくみ
- ☆ 子ども会活動を進める上での留意点
- ☆ 子ども会の組織と運営

★ 育成者・育成会の役割 …………… 8

- ☆ 育成会はなぜ必要か
- ☆ 育成会の役割
- ☆ ミドルリーダー等の発掘・養成のために
- ☆ 育成会の組織と運営
- ☆ 物心両面にわたる側面的援助を
- ☆ 関係団体との友好関係を深めるために
- ☆ 学校等への連絡を密にしていく
- ☆ 活動の場の確保
- ☆ 遊具や用具等の整備を
- ☆ 役員まかせの会員では
- ☆ 育成者の仲間づくり
- ☆ 家族の協力を得るために

★ 活動をすすめるとき …………… 12

- ☆ 研修をどうすすめたらよいか
- ☆ プログラムの作り方
- ☆ プログラムとは
- ☆ プログラム作成の基本的条件
- ☆ 楽しいつどいのもち方、すすめ方
- ☆ 会議のもち方、すすめ方
- ☆ 安全確保の第一歩
- ☆ 記録と広報の要領

- ☆ 子どもとのかかわり方
- ☆ 地域行事とのかかわり方
- ☆ 中学生高校生の活用
- ☆ 評価が進歩の要

★ 年度始め・年度末 …………… 17

- ☆ 育成会会員名簿の作成
- ☆ 育成会の入会手続き
- ☆ 育成会の財政
- ☆ 育成会役員の引継ぎ
- ☆ 育成会役員の継続のすすめ
- ☆ 育成会役員の選び方
- ☆ みんなの育成会総会を大切に
- ☆ 育成会の規約
- ☆ 育成会の中に班組織を
- ☆ 盛り上げる育成班長

★ 万一の事故に備えて …………… 21

★ 東大阪市子ども会育成連絡協議会 …………… 27

子ども会と育成会の位置づけ

子ども会で実りある豊かな活動をすすめるには、大人の理解・協力が必要であることは言うまでもありません。

子ども会は、読んで字のごとく子どもの手による子どものための会ですから、子どもたち自らの手でやらせればよいとは言っても、子ども会の構成員である子どもたちは、まだ心身ともに発達途上にあり判断力も未熟な子どもたちですし、団体活動についても十分に慣れていません。

そこで、できるだけ子どもたちの自発性や創造性を生かしつつ、これを見守り、指導・援助して、最終的に団体活動の責任を負う大人の存在が当然必要です。

そこが、青年団体、女性団体、PTA等の大人の組織とは違う点です。

子どもたちまかせで放任したままでよいとは言えません。子どもたちのよき相談相手となる指導者と、それらの諸活動がしやすいように側面から支援する育成者（会）があって、初めて子ども会は活発に動き出すのです。

○子ども会員・指導者・ミドルリーダー

子ども会の会員は、小学生を対象に、さらに幼児・中学生をも加えて組織されるところが増えてきました。子どもたちは子どもたちの近隣の仲間と小集団の班をつくり、各班には、班長、副班長、記録などを置き、活動を進めます。

班長会、役員会などの会合を持ちながら活動計画を自分たちで立て、実施していきます。子ども会全体の活動を進める上で、必要な委員会（係）活動、同じ趣味を持つ子どもたちで行うクラブ活動の組織をつくり、充実した活動を進めている子ども会もあります。

この活動の相談や指導にあたるなど、子どもたちと活動をともしする指導者がいます。子どもの自主性をどう育てたらよいか、子どもの持つ個性をどのように生かしたらよいかを常に考え、子どもを正しく理解し、集団の基礎理論を踏まえて子どもたちの真の相談相手になれる指導者です。

さらに生き生きした子ども会活動を進める上で重要な役割を持つのが高校生のお兄さん、お姉さんリーダーです。この人たちを「ミドルリーダー」と呼んでいます。子どもと大人の掛け橋となり、中核的役割を持つこの若いリーダーは、会員と年が近いだけに、子どもたちの良き理解者であり親しまれる存在です。単位子ども会にはせめて成人指導者が1名はほしいものですし、班には1名のミドルリーダーが育ってほしいというのが願いです。

○子ども会を支える育成会

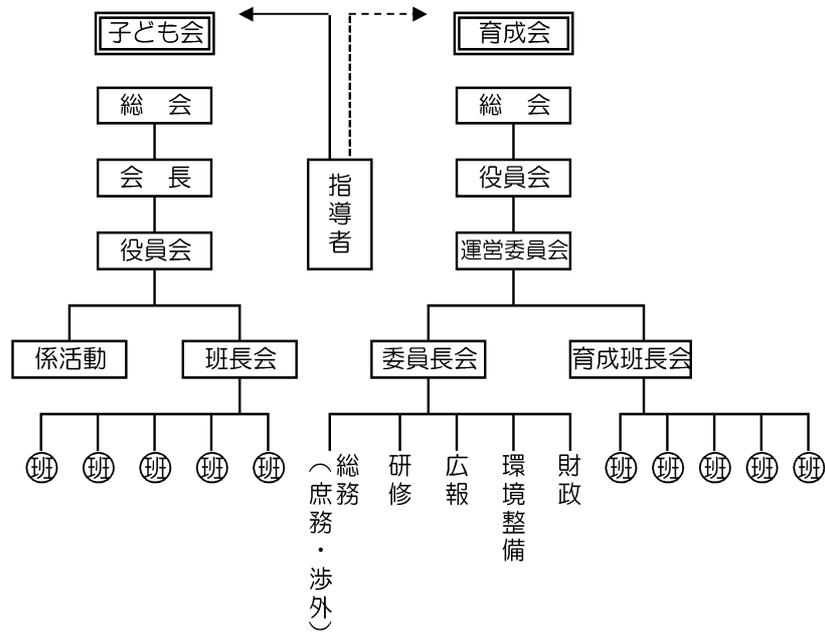
子どもと指導者が得られれば、それでよいとは言えません。活動を進めていく上で、会員の保護者をはじめ地域の多くの人々の子ども会への理解が必要です。

それに活動に必要な用具や材料、使用する施設など整えなくては思うようにできません。それには子どもたちの会費だけではまかなえない面もあるでしょう。子どもたちや指導者たちが活動しやすいような条件を整備し、子ども会活動を円滑に行うために、間接的な立場から、物心両面にわたって援助する育成者が必要となります。

子ども会活動は、主人公である子どもの会員たちと、そのよき指導助言者として直接、活動の相談にのる大人・青年の指導者やミドルリーダー、そして間接的な立場から援助をする育成者との三位一体で初めて成り立つものと言えるでしょう。

この育成者が、子どもに関心を寄せるひとにぎりの人々ということであってはなりません。子ども会会員の父母はもとより、さらに広く関心のある方々を加え、知己の大人はすべて育成者であることを願って運動を進めていきたいと思います。

●子ども会とその育成会の組織



さて、その時、子どもの健全育成に力のかす育成者が、一人ひとり個々の立場で子どもに接している限りでは、十分な力として発揮されないことが多いのではないのでしょうか。

子どものよき環境づくり、施設整備などにしても個人としての力では限界があり、また持続性にも乏しくなります。またこれらの人たちが個々ばらばらに活動していたのでは、全く効率の悪いものになってしまうでしょう。育成者が寄り合ってグループを作り、団体を結成し、組織的で継続的な一貫性のある活動を行うことで、個人の力では成し得ない多くの仕事ができるのです。

また育成者自身が相互に学びあうことを通して、よき育成者としての役割、よき親、よき大人としての姿勢について学びあうことにより、子ども会会員に良い影響をもたらします。

育成者が集まって組織的な活動を進める以上、会則、役割、会費、年間計画など、きちんと備えていなければなりません。それを整えて育成会活動を始めます。

子ども会は子どもたちの運営で進めます。

従って会長は子どもたちの中から選ばれます。

育成会は、子ども会を側面から援助しながら大人自身が高まるために学びあったり、子どもたちの環境をよくするために努力するなど、育成会員自体の活動が中心になります。

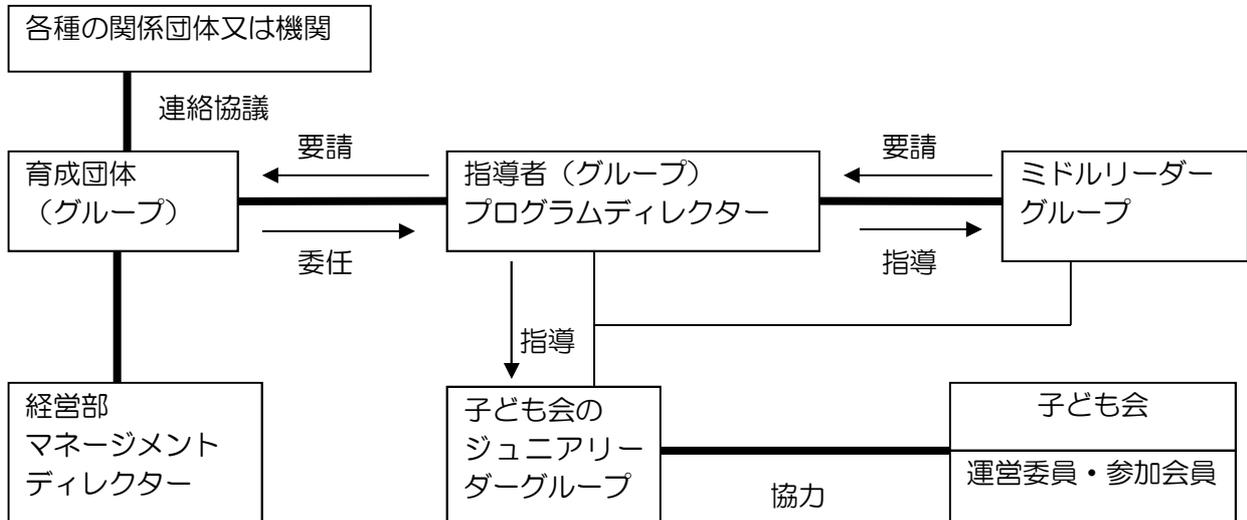
育成会は大人の会であり、その育成会の会長は育成会員の中から選ばれているのです。

子ども会あつての育成会という相互関係があるといえましょう。



育成会の性格・役割

育成会の位置と役割図



◎この図から、子ども会育成会の性格と役割が次のように考えられます。

- 育成会は、子ども会の構成員である子どもの親・保護者、または育成団体の趣旨に賛同する大人によって構成されます。
- 子ども会に対する直接的な指導はしません。
- 子どもを直接指導する指導者グループへの物心両面にわたる援助をします。
- 子ども会全体の運営がスムーズに行われるよう、その条件をととのえます。
- 地域社会の青少年教育の諸問題について学習します。
- 青少年の健全育成をめざす各種の関係団体、機関との連絡、協議を行います。

○育成会の組織

育成会の機能が発揮されるためには、活動をすすめていくのに都合のよい組織がつくられなければなりません。しかも育成会は、子ども会に対してどのようなことをする組織かを明らかにしたうえでなければなりません。

したがって、第一に、よその子ども会が持っているからといったおざなりの育成会でなく、形式よりも活動内容にふさわしい組織を考えたいものです。

第二は、育成会の組織が、育成会員の意志を十分にくみとることが出来るような組織になっていなければなりません。

子ども会育成にあたるための活動が、お互いの連絡が十分にはかれ、民主的な手続きによって委員が決められることが原則的に必要です。

「いつの間にか会員になっていた」「知らないうちに委員になっていた」というのでなく、一人ひとりの子ども会についての理解と愛情が基盤となり、結びつきがはかられていくことが必要です。

第三に、PTA・学校等を主体とした子ども会の場合は、いたずらに PTA・学校等の組織とは別個の組織をつくろうとはせず、PTA 会員だけを対象とせず、広く地域社会に門戸を開いた会としたいものです。

○育成会の会則

○○○子ども会育成会会則（例）

（名称と事務所）

第1条 この会は○○○子ども会育成会と称し、事務所を○○宅に置く。

（目的）

第2条 この会は、子どもの自主的な活動を育成指導し、併せて指導者の資質を高めることにより子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- （1）子ども会の指導・育成・助成
- （2）子ども会指導者の養成と研修
- （3）子ども会事業の推進
- （4）その他、この会の目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 この会は、○○○町会内に住んでおり子ども会に入会している小学生・中学生の保護者及び育成会の趣旨に賛同した会員で構成する。

（役員）

第5条 この会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計 1名 監事 2名

（役員を選出）

第6条 会長、副会長、会計は会員の互選による。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は次のとおりとする。

- （1）役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- （2）役員に欠員を生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- （1）会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- （3）監事は、会計を監査する。

（会議）

第9条 この会の会議は、総会、役員会及び指導者会とし、総会役員会は会長がこれを招集し、指導者会はその長が招集する。

（会計）

第10条 この会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日をもって終わる。

（経費）

第11条 この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

（書記）

第12条 この会の事業及び事務を処理するために書記を置くことが出来る。

（会則の変更）

第13条 この会則を変更しようとするときは役員会の議決により総会の承認を経て決する。

附則 この会則は、〇年〇月〇日から施行する。

子ども会をよく知ろう

○子ども会のねらい

子どもは、小学 1 年生から中学 3 年生までを（少子化を踏まえて近年は幼児から中学生までを対象とした組織も増えている）構成メンバーとし、地域を基盤とした異年齢の集団です。

小さい子や大きい子が入り混じって自分たちで相談して計画を立て、仕事をそれぞれに分担して、自分たちにとって楽しい活動をのびのびと進めていくのです。大きい子は小さい子の面倒をやさしくみたり、小さい子は大きい子を見習ったり、相互に教えたり教えられたり、励ましあい助け合ってやっていくなかで、豊かな心や健やかな体が培われていくのです。またこのような活動を通じて社会の一員として必要な知識・技能および態度を学んでいきます。健全な仲間づくりをすすめ、心身の成長発達に大切な活動を促進助言するのが子ども会です。学校や家庭における教育とともに欠くことのできない、「社会で子どもを育てる」ことを実践する重要な教育的活動と言えるでしょう。

○子ども会の活動内容

子ども会の活動内容は、会員が喜んで参加する内容であり、会の目標にそって行われることが大切です。

子どもたちが直接手をくだして作業ができ、それを通じて相互に高まりあえるもので、子どもたちが興味関心をもてるもの、子どもたちにとって必要な課題であること、そして結果だけをみるのではなく計画から準備・実施・反省の過程を大切に活動内容で進めたいものです。

活動内容としては、

- ① 社会活動・・・子どもが住んでいる地域社会について理解を深める学習や生活をするうえで必要な知識や技術、態度を身に付けるための活動です。また地域社会の各種の行事への参加や社会奉仕などの活動を言います。（例えば郷土研究、公衆道徳を身に付ける活動、公園の清掃、花壇の手入れなどの社会奉仕、国民の祝日の行事、季節的な年中行事、交通安全週間、共同募金など社会的行事等）
- ② スポーツ・レクリエーション活動・・・子どもたちは活動的でスポーツやレクリエーションに関する活動を求めています。とくに自然にふれる機会の少ない子どもには野外活動を大いにとりいれたいものです。
- ③ 文化活動・・・文学、演劇、絵画、音楽にふれる機会をより多くもつことは大切です。そればかりでなく自ら創作する活動をとりあげ創造力を養い豊かな情操を培うようにつとめます。
- ④ 科学活動・・・子どもの科学に対する興味や関心をもとに科学活動をとりあげ、科学的な能力・態度を養いたいと思います。
- ⑤ 生産活動・・・物を作りだす喜びや働くことの尊さを自ら体験することをねらいとする活動等です。
- ⑥ これまでとりあげた5つの活動形態は、内容論です。これに対して、話し合い活動は方法論と言えます。つまり、事業を企画したり、反省したりする際に、グループ会議・係（委員会）会議・班長会議・反省会・親子協議会等があります。

※話し合いの活動は、子ども会運営の根源であって、子どもたちの共通興味について、あるいはお互いの意見を自由に述べ合わなければならない。

○子ども会のしくみ

子ども会の組織は、子どもたちが自ら進んで活動することができる仕組みになっており、子どもたちの手で運営していくことが大切です。

まず会員の要求を十分にとりあげ、活発な活動をおし進めていくために、会員を小さなグループに分けます。

この小さなグループの班は、子ども会の日常活動をおし進める際の基盤になります。その班には、班員をまとめ、活動の推進役となる班長を選びます。そのほか副班長、書記などの役割分担を決めます。班員の意向を持ち寄って班長会を開き、いろいろと諸活動を進めていきます。

子ども会に会長、副会長、書記、会計、監査などの役員を置き、通常、総会で選びます。役員は、会長を中心に協力して会の運営に当たり、会員の意志をまとめ、ジュニアリーダー・ミドルリーダーや指導者とよく相談し、活発な活動が展開されるようつとめます。

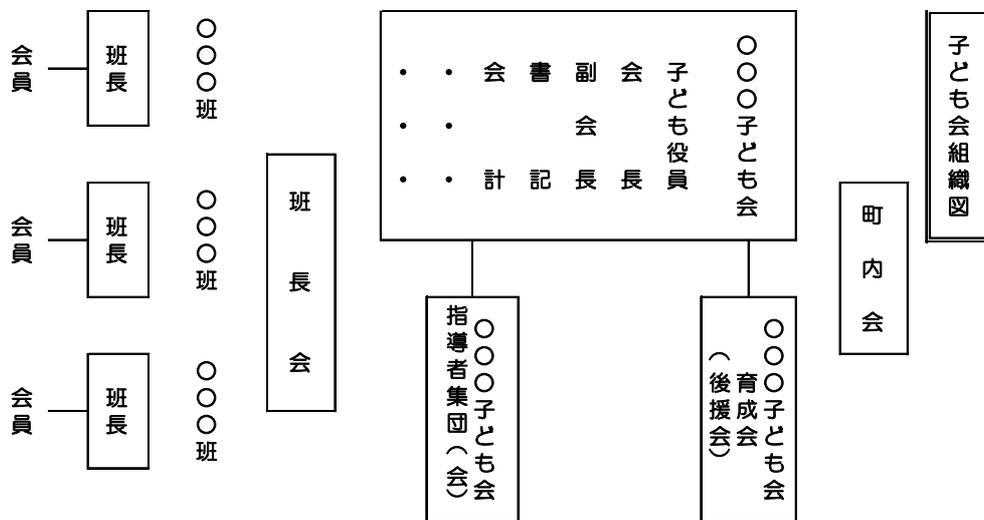
○子ども会活動を進める上での留意点

子ども会は名のとおり子どもたちの手による会なのです。本来、子どもたちが主体的に取り組んで、計画の段階から進めていくものなのです。ところが、活動のすべてを大人たちの育成者がお膳立して、ただ子どもに一方的に与える子ども会活動になっては、なんのための子ども会かと言わざるを得ません。役割を分担して、責任をもって準備に入るそのプロセスが大切なのです。

子どもたちのことですから、大人はつい手を出したり、口を出したりしたくなるでしょうが、じっと待つという姿勢が大切です。一つの活動に時間をかけてじっくりと子どもたちに取り組みせたいものです。子どもたち一人ひとりの仕事に打ち込んでいる姿をよく観察してください。「手を出すな、目をはなすな」は指導者・育成者の鉄則です。そのためにも育成者の正しいあり方について、しっかり学びましょう。

○子ども会の組織と運営

子ども会は、子どもの、子どもによる、子どものための、子どもの集団であり、その活動をすすめやすくするために次のような組織をつくるのが望ましいと思われます。



◎以上のように、一つの子ども会は、子どもと指導者と育成者の三つの組織が一緒になって出来ていくのがよいでしょう。



会のきまり（会則）（例）

〇〇〇子ども会会則

1（会の名前と事務所）

この会は〇〇〇子ども会といい、事務所を〇〇におきます。

2（目的）

私たちはお互いに力をあわせて、よく学び、よく遊び、仲良くして、りっぱな子どもになりましょう。

3（会員）

この会は〇〇に住んでいる小学生、中学生を会員とします。

4（会の行事）

この会の目的のために次のような行事をします。

- ① 会員みんなの集まり
- ② 班の集まり
- ③ 役員会
- ④ レクリエーション活動
- ⑤ その他必要と思われる行事

5（役員）

この会に次の役員をおきます。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 書 記 1名
- ④ 会 計 1名
- ⑤ 監 査 2名
- ⑥ 班 長 各班に1名をおきます。

6（会費）

この会を運営するために会費として1人毎月〇〇〇円を集めます。

附則 この会則は、〇年〇月〇日から施行します。

◎会則ができたなら、次に会員名簿を作りましょう。

会員名簿は、集会の連絡にも、又プログラム活動を進めていく上での基本になります。

なお、個人情報の取り扱いには、十分な配慮が必要です。

会員が新しく入ってきた日に記入しましょう。

会員数はあまり人数が多くなりすぎると活動がしにくくなりますから、多くても100人くらいまでにしたいものです。

又班別にし、班長を選出して、班の人数は6人から10人くらいが望ましいと思われます。



育成者・育成会の役割

○育成会はなぜ必要か

子ども会が育成会を必要とする理由をあげてみましょう。

- ① 子どもは成長発達の上途にあり、思慮の点でも、また判断力、経験の度合いなどの面でも未熟であるために、常に大人の援助を必要としています。
- ② その大人のいろいろな援助は、両親・保護者や一部の有志だけでなく、多くの地域住民の参加があってはじめて実を結ぶものです。「あの子もこの子もみんなの子」という気持ちで地域社会のすべての人が子どもの育成に当たることが望まれます。
- ③ 育成者が個人個人で活動するのではなく、力を集結して組織的・継続的で一貫性のある活動を行う必要があるからです。
- ④ 成人に対する教育の機会を提供するうえからも必要です。

○育成会の役割

育成会の役割には、子ども会活動の円滑な運営を図るための側面的援助と子どもたちのより良い理解者としての資質を磨くための育成会員そのものの活動があります。また他団体との友好関係を深めたり、学校との連携を密に図って、子どもたちの活動が豊かに進められるよう配慮していきます。

主な役割をあげてみると、

- ① 活動の場の確保や整備
- ② 道具や用具などの整備
- ③ ジュニアリーダー・ミドルリーダーをはじめ各種指導者の発掘・養成・定着
- ④ 物心両面にわたる側面的援助と諸条件の整備
- ⑤ 関係団体との友好関係
- ⑥ 学校や関係機関との連携
- ⑦ 広報活動
- ⑧ 育成会員相互の協力と連携
- ⑨ 育成会員の研修の機会を設けたり、一般会員の啓発のための講演会等を開催したりすることなどがあります。

○ミドルリーダー等の発掘・養成のために

子どもたちと年齢の近いお兄さんお姉さんリーダーであるミドルリーダーを発掘し本人の承諾をとって、やる気をもって指導してもらおうとともに、親・保護者の承諾と理解と協力をもとめるよう働きかけることは育成者の務めです。

また青年リーダーや成人指導者の発掘にもつとめ、子どもたちの直接指導に当たる人を依頼します。

育成会として指導者を発掘して研修の機会を提供し、組織に位置づける仕事は大切です。さらに指導者としての資質を高めるために必要な資料の収集、関係図書を購入費などは、指導者の個人負担ではなく育成会の方で費用を計上しておきます。市や府、全国的な規模で催される研修会、講習会などへの参加に必要な諸経費も育成会予算に組み込んで、参加しやすい条件を整備することも忘れてはなりません。

○育成会の組織と運営

子ども会活動を支援することを目的とし、その成果を十分にあげるためには、育成会の組織と運営が適切でなければなりません。

まず会員は、子ども会の会員の親・保護者はもとよりその他関心のあるすべての大人です。近隣の方々に班をつくりますので、班分けについて工夫してください。その班には、1人ずつの育成会の班長をおきましよう。これが組織の基盤になります。いつも問題のあるたびに会員が集まって会議することは大変ですから、育成班長が班のみなさんの意見を集めて育成班長会（代議員会）をもっていろいろ相談していきます。

育成会の運営をうまく進めていくために役員を置きますが、互選などにより、会長、副会長、会計などを決めます。さらに充実した活動を行うため「部」組織を設けて係分担を決めて、効率的な運営を図ります。

総務部、広報部、財政部、環境整備部、研修部などの係が考えられます。

育成会の最高の議決機関は総会です。年に最低一回は開いて、事業報告、会計報告、新年度の事業計画と予算の承認、それに役員を選任等を行います。

役員会、運営委員会は、できれば月1回定期的に開くことにし、常に子どもの組織の活動や指導者の意向を聞いたり、それについてどのような援助ができるか適切な育成措置が講じられるようにしていきます。

育成会自身の活動の充実についてもよく相談していきます。育成会だよりの発行、講演会の開催、班毎の話し合い、親・保護者と子のつどいなどをあげて、年間計画を立てて実施に移しましょう。

○物心両面にわたる側面的援助を

子どもたちが集める小遣いの範囲内での会費では、どうしても賄えない活動もあるでしょう。そのような時、育成会からの経費面での援助が必要となってくるのです。

費用の援助ばかりでなく精神的な援助も大切です。

「がんばっているね」「よくやったね」というような一言や声かけがどんなに子どもたちのやる気を育てることでしょう。

大人の心のこもった優しい一言が子どもたちの気持ちを奮い立たせる場合が多いのです。学校の勉強やクラブ活動の合間をみて時間を生み出しながら、子ども会活動の指導に当たるミドルリーダーはいろいろと悩むことがあるでしょう。そんな時、親・保護者からも地域の人々からの「よくがんばるね。ありがとう」という思いやりのある励ましの言葉ほど、その子にとってうれしい言葉はありません。

○関係団体との友好関係を深めるために

地域には各種の青少年団体があります。子どもたちの健全育成の目的は同じですから、常に交流しあい情報を交換し合う機会をつくったり、子どもフェスティバルなどの共催行事を実施したりして、育成会同士が親密になって相互に協力できるようにすることは、いろいろな面でよい結果をもたらすでしょう。また一団体ではなかなか解決できない問題も、いくつかの団体で協力して歩調をあわせて進めば解決できることもあります。老人クラブと一緒に花壇づくりをすることか、青少年と楽しいキャンプ活動をするなども考えられます。薬物乱用、危険ドラッグ、有害サイトといったような環境浄化等の問題には、青少年団体、PTAや女性団体とも手を取り合って運動に立ち上がることが求められます。育成会は他団体との連携を密に協力しあえる間柄をつくりあげることが大切です。

○学校等への連絡を密にしていく

育成会は、学校の教育方針や学校行事に注意をはらうことが必要です。活動のねらいが学校の教育方針に沿わなかったり、違った方向から取り扱われたりしたのでは、迷惑するのは子どもたちです。

また子ども会で諸行事を計画して、いざ実行しようというとき、学校行事とぶつかって変更しなければならぬということになっては困ります。さらに積極的に子ども会活動についても学校側に理解をもって協力してもらうよう働きかけが必要です。

ジュニアリーダーやミドルリーダーが、気兼ねなく活躍できるよう学校側の理解を得るためにも育成会と学校との関係づくりが重要です。

学校との関係ばかりでなく、町内会、自治会、公民館や児童館、教育委員会など行政との密なる連携も忘れてはなりません。

○活動の場の確保

「活動したくとも場所がない」とよく言われます。子ども会活動を活発に進める上で欠かせないのが活動のための施設です。

子ども会の小集団の班活動を定例的にもつための集会室や、日常、近くの友達と遊ぶことのできる広場、スポーツ、野外レクリエーションのできる場やキャンプ場などが必要となります。学校開放、スポーツ施設、児童館、児童文化センター、公民館、社会教育関係施設、青年の家、少年自然の家など、青少年のための施設等について、利用法、その申込み手続きなどをよく調べておき、子どもたちが行う活動ができる施設等を紹介し、利用に当たっての交渉や手続きを行うことができるよう、市内や府内等にどんな施設があるか、最新の情報を収集しておくことが大切です。

○遊具や用具等の整備を

単位子ども会として、活動に最低必要な用具を備えておく必要があります。

班ごとには、班旗、ドッジボール、長いロープ、シート等を備えます。子ども会としては子ども会旗、カメラ、印刷機、メガホン、ハンドマイク、音楽再生機器、テント数張り、薬品箱、キャンプ用品、その他花壇づくり、清掃作業などの用具が考えられます。単位組織の財政規模によって徐々に整備していけば、すばらしい財産になります。パソコン、プリンタ、スキャナ、デジタルカメラなど高額なものを備えることは大変です。これらの機器などは、どこになにがあり、どのような手続きをすれば貸してもらえるのか調べておき、いざ使用したいとき、即座に借りうけて使用できるよう便宜を図れる育成会でありがたいものです。



○役員まかせの会員では

子ども会活動の面倒をみるのも、育成会の仕事も、一部の役員にまかせきりのところがあります。一つには、育成会員が明確におさえられていない点や、会員も、その年の役員を決めたものだから、後は一切その人に任せてやってもらうものと思い込んでいるところに問題があります。

班の世話をする育成班長の人は、班の皆さんの意向をとりまとめたり、役員会や運営委員会の様子を会員に伝えたりという大事な役割があります。

役員と会員とのパイプがつまっていたのでは、何ごともうまくいきません。ほんのわずかなことでも会員が役員や育成班長などを手助けすることがあってはじめて、グループとしての結果につながるのです。

○育成者の仲間づくり

まず近所の親・保護者たちが寄り合いを持つことを考えてみてください。これが育成会の班の集まりということになるでしょう。

例えば、月一度、定例的にもつようにします。特に難しいテーマを設ける必要はありません。新聞で読んだこと、テレビで見たこと、最近聞いた話、学校のこと、親せきのこと、ふるさとのことなど何でも話題にします。最近の人気テレビ番組等を取りあげて話し合うのもよいでしょう。気軽に肩が張らず楽しい会を開くことが大切です。

隣近所の十数軒の大人の方が集まって、子どもの問題や地域の課題について話し合いをもつと、社会連帯意識も自然に高まってくるでしょうし、地域の教育力を強める結果につながります。このような会をもつほどに他の家族とも挨拶を交わすようになり、子どもたちも昔より一段と仲良くなった感じがすると言います。

○家族の協力を得るために

親・保護者同士が子どもの仲間遊びを重視することによって、子どもが仲間を作って遊ぶようになるということを多くの大人たちに認識してもらうことが大切です。

育成会だよりを発行して配ったり、講演会を開いて理解を深める努力をはらったりします。また班毎の親・保護者が寄って話し合いの機会をもち、それも定例的に何度ももつことで、親・保護者同士がより親密になり、子どもの遊びの教育的価値について共通の理解が得られるでしょう。そして家の中にあっては子ども会のことや友達のことなどがいつも家族の話題になるよう努めたいものです。家族の関心がより高まり、目を輝かせて話をする子どもの様子などを通して、親・保護者は理解を示してくれるようになるでしょう。

家庭内で子ども会のこと、どれだけ話題に取りあげられていたでしょうか。いま一度見直してみる必要があるでしょう。



活動をすすめるとき

○研修をどうすすめたらよいか

校区の子ども会、自治会等が主催して育成会の役員や会員の方を対象にした、子育てや子ども会についての研修会や講習会が開かれる場合があります。

「子ども会や育成会の目的」、「会の運営の仕方」、「今の子どもを理解する」など理論的な科目から「あそびに関する実技」なども組みこまれていて、今まで気の付かなかった点がはっきりしたり、新しい友人もできて楽しいものですから、気軽に受講することをおすすめします。

また、大阪府こども会育成連合会・全国子ども会連合会のウェブサイトなどを仲間と一緒に見て話し合ってみることも、一般会員の研修もちょっとした時間をつくって定期的に関き、情報の交換をしたり、経験者の話を聞いたり、映画や図書を読んだりするという方法も考えてみるとよいでしょう。

○プログラムの作り方

プログラムというと、すぐ行事の番組作りを思い出しがちですが、それはほんの一部です。基本的には育成会の目的を達成するためのすべての活動がプログラムなので、簡単にいえば、団体を維持していくための事務的な活動や会議や、会員意識を高めるための研修や会合なども含まれます。

何といてもいいプログラムを作るには多くの会員の意見を反映して早目、早目に計画的に作成しておくことが大切です。

総会や年度始めの役員会でその年の方針が出たら、年間の計画、月々の計画と振り分けてみます。それに定例的に行われるものと、季節や特別に行われる行事などに整理してみましょう。

「いつ・どこで・誰が・どの程度・何を・何故やるか」といった項目に当てはめてみると作りやすいでしょう。

○プログラムとは

子ども会のプログラムとは、その子ども会がもつ目標をどのように達成していくかという手段です。

子どもたちは、友だちとの仲間遊び（集団活動）を通して、お互いに影響を与えながら成長していきます。この集団活動を活発に行うためには、しっかりとしたプログラムが必要になります。

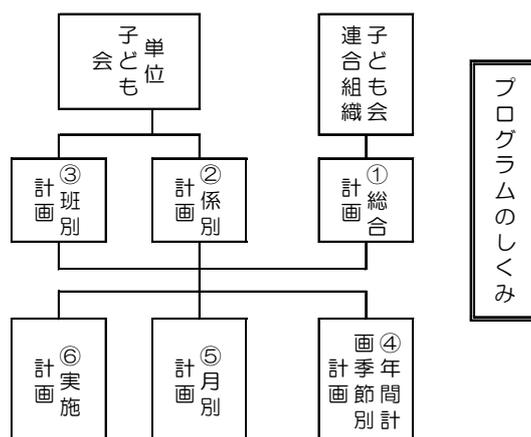
「ソフトボールをする」「ハイキングに行く」などのプログラムの種類や回数が多いことなど、外見的には華やかですが、子どもたちにとって実際に身につくものかどうかを見定めることが必要です。つまり一つのプログラムを通して、子どもたちが「どのように変化し、成長したか」という過程が重要なのです。子どもたちの成長・発展のために必要な課題が、プログラムに取り入れられなければなりません。

子ども会のプログラムの成果は、知識学習のように、「今すぐここに」目に見えてあらわれるものではありません。「いつか、どこかで、いい結果が生まれるために」を考えた活動をしたいものです。

○プログラム作成の基本的条件

- (a) 子どもの関心を取り入れ、考えさせること。
- (b) 目的をはっきりさせること。
- (c) だれもが参加でき、楽しめるプログラムにすること。
- (d) 季節・日時・場所・内容・方法・予算・全体計画等の関連を考えること。
- (e) かたよりのない経費の支出計画を立てること。
- (f) 豊かな内容を求めること。
- (g) プログラムに変化を与えること。

- (h) 地域社会との結びつきを考えること。
- (i) 活動の反省をプログラムに生かすこと。
- (j) 学校の行事等も調査すること。



■年間プログラム（例）

月	プログラム名	活動目標	活動内容
4	●子ども会総会 ●新入会員の歓迎会	・正しい役員選挙を行い、年間活動のプログラムを決める。 ・新旧会員の交流を図る。	・役員の選出 ・年間プログラムの作成 ・会員の紹介 ・歓迎のパーティ
5	●子どもの日の集い（春の遠足） ●美化活動（花壇の手入れ）	・子どもの日を祝い、一日を楽しく過ごす。 ・花壇を綺麗にし、植物に対する愛情を育てる。	・施設見学 ・草取り ・植え替え
6	●防災訓練／火災予防・交通安全教室 ●廃品回収／清掃活動	・防災・火災予防や交通安全についての意識を持つ。 ・環境やリサイクルに対する関心を高める。	・防災訓練 ・交通安全や火災予防のお話 ・回収作業、分別
7	●七夕まつり ●ラジオ体操	・音楽や劇等の練習をし、成果を発揮する。 ・早寝早起きの習慣をつけ、健康の増進を図る。	・かざりつけ ・各班の演技等 ・ラジオ体操
8	●水泳（プール開放） ●夏祭り／地藏盆／納涼まつり	・水泳を行ううえでの注意をよく守り、安全に楽しむ。 ・地域の行事に参加し、伝統行事に親しむ。	・プール遊び ・安全監視 ・夜店、盆踊り ・安全パトロール
9	●お月見の集い ●秋祭り	・天体への興味や宇宙への関心を持つ。 ・地域の行事に参加し、自治会や青年団などとの交流を図る。	・星座の話、プラネタリウム ・お月見団子づくり ・だんじり囃子 ・地車
10	●運動会／スポーツ大会 ●ハロウィン	・地域の運動会に参加し、スポーツに親しむ。 ・季節の行事に対し、アイデアを出し、工夫して楽しむ。	・運動会 ・スポーツ ・仮装パーティ ・アクティビティ
11	●秋の遠足（ハイキング／イモ掘り） ●映画鑑賞／美術館見学	・自然に親しみ、心身を鍛える。 ・文化に触れる機会を持つとと	・自然観察、飯盒炊爨 ・アスレチック ・映画鑑賞 ・博物館・美術館見学

月	プログラム名	活動目標	活動内容
		もに、鑑賞マナーを身につける。	
12	●クリスマス会 ●餅つき大会／しめ縄づくり	・レクリエーション活動を通して、助け合う気持ちを育てる。 ・年始の準備を参加者と協力して行う。	・プレゼント交換 ・ケーキ作り ・餅つき ・しめ縄づくり
1	●カルタ大会／凧揚げ大会 ●冬の遠足（ボウリング／スケート）	・季節の行事を楽しむ。 ・公共施設や行き帰りのマナーに気をつける。	・カルタ取り ・凧揚げ ・ボウリング／スケート ・ランチ
2	●大縄跳び大会 ●校区内文化祭／フィールドワーク	・チームワークの心を培う。 ・地域の歴史を知るとともに、地域への愛着を持つ。	・縄跳び ・ゲーム ・地域クイズ大会 ・ウォークラリー
3	●お別れ会 ●反省会・大掃除	・真心をこめて送り出す。 ・1年間の活動を振り返り、次年度に活かす。	・お別れカード ・記念撮影 ・話し合い ・清掃、片づけ

*日常的には、スポーツの練習や大会（ソフトボール、バドミントン、卓球、ドッチボール等）に加え、各種行事の準備や役員会等もあります。

*上記以外に、「地区やブロックの行事」、「東大阪市子ども会育成連絡協議会の事業」、「大阪府子ども会育成連合会の事業」等もあります。

■プログラム例

〇〇〇子ども会（歓迎の会） プログラム

1	開会のことば	司会者
2	子ども会の歌斉唱	全 員
3	歓迎のことば（よびかけ）	会 長
4	歓迎の拍手	全 員
5	育成会役員の紹介・子ども会役員の紹介	司会者
6	歌を歌う（みんな声をそろえて）	全 員
7	レクリエーション	
	・ゲーム	Aさん
	・ゲーム	Bくん
	・童話	Cちゃん
8	お祝いのことば	育成会会長
9	記念品の贈呈	育成会の代表者
10	閉会のことば	副会長
11	歌を歌う（さよならの歌）	全 員

○楽しいつどいのもち方、すすめ方

行事にしても、会議にしても、人が集まった時に誰もが楽しいと感じるようにすると活動も活発になってきます。

そんな「つどい」にするにはいくつかの条件があるようです。

- ① 内容が形式的でなく、充実していて、参加者の期待がみたされる。
- ② 誰もが公平平等の立場で参加できて、堅苦しい雰囲気ではない。
- ③ 初めての参加でも誰かが声をかけてくれて安心して仲間になれる。
- ④ プログラムの進行がスムーズでメリハリがきいて、リズムがある。
- ⑤ 一部の人たちだけでなく、全員参加の場面が用意されている。
- ⑥ 全員で歌ったり、ゲームや軽い体操などをする。

要するにみんながマナーを守り、運営する役員の「目配り・気配り・思いやり」がポイントです。

○会議のもち方、すすめ方

いい会議は気持ちよくすすみ、次回の会議も楽しみになるようなつどいになります。そんな会議にする要点をあげてみますので参考にしてください。

- ① 集まりやすい日時や場所をえらび、開会と閉会の時刻を守ること。
- ② 会場づくりに気を配り、入口に標示を貼ったり、席を早めに作ったりしておく。
- ③ 会議の内容や予定をあらかじめ配布しておくか、当日大きく書いて貼り出したり、黒板に書いておく。
- ④ 司会や進行・記録の係を決めておいてすすめ方の打ち合わせをしておく。
- ⑤ 内容は事務的に連絡すればいい事項と、出席者の意見やアイデア、どうするか決めなければならない事項に分けてすすめると能率的です。
- ⑥ 誰もが気軽に本音で発言できる雰囲気と一人ひとりを大切にすること。

○安全確保の第一歩

どんなに有意義な活動でも、大きな事故などが発生してしまえば、今までの積み重ねが瞬時にマイナスに転落してしまいます。大人が付いているということは、危険の予知や安全の確保を子どもより豊富な生活経験を生かして、配慮する必要があります。最近の子どもたちは、小さいときからの活動的な「あそび」の経験が少ないせいか、安全の限界や危険を見分けたり、危険を避けたりする能力が低下しているようです。特に大人の注意などをよく聞く習慣も薄れているようですから、危険な行動や行ってはいけない所、またやってはいけない行為は、注意するだけでなく、大人の全員が目配りをして、行かせない、させないのチェックをすることが安全確保の第一歩でしょう。

○記録と広報の要領

会議や行事など、ついつい実施することに追われて記録に残すことが、なおざりになりがちです。「記録」は会の発展に欠かすことのできないものですから、なるべく手軽にとれるように工夫しましょう。始めは簡単に、「日時、場所、参加者、人数、会議（行事）の内容や決定事項またはプログラム、資材や数量、費用の全額など」でしょうか。要するに後日に経過が大体わかるようにしておくことが大切です。

場合によっては写真やビデオなどで記録しておくのもよいでしょう。また、会で発行した通知やちらしなどについては、複数枚保存しておく次回に活用できます。

会の活動や動きを常に会員や関係者、学校や地域へ知らせるようにする広報活動も大切です。これによって多くの人々の理解や応援が得られるからです。ただし、著作権や肖像権、個人情報等の取扱に留意しておくことが必要です。ウェブサイト等で情報発信をしている場合も同様です。

○子どもとのかかわり方

育成会役員ともなれば子ども会の役員や班長会、中学生などとの接触も頻繁になってきます。他人の子どもと付き合うのですから基本的な心得を列記してみましよう。

- ① なるべく早くそれぞれの子どもの気風や性格、特技、子ども同士の関係をつかみ、名前を覚えること。
- ② 気を長くもって、子どもの話をよく聞いてやるようにつとめること。
- ③ 他人の発言をよく聞くように指導すること。
- ④ 子どものリーダーを立てて間接的に助言や指導をすること。
- ⑤ 子どもの信頼を取り付けること。
- ⑥ できること、できないことを明確にし、約束を守ること。
- ⑦ 子どもの機嫌をとったり、迎合的な態度をとったりしないこと。
- ⑧ 明るい態度、スマートな行動をとること。

○地域行事とのかかわり方

地域にはさまざまな行事があります。例えば町内会・自治会、学校や PTA 主催の行事、青少年健全育成関係の活動、伝統的な年中行事、伝承芸能などからお祭り、地域内清掃活動やラジオ体操などに加え、場所によっては商店会なども行事を行っています。

こんな地域での行事にどうかかわりを持ったらよいでしょうか。子ども会活動が活発で伝統のある地域ならばほとんどの所が、子ども会にも声がかかり、事前に育成会の意向も聞かれることになるでしょう。基本的にはできる限り地域行事には協力したり、主体的に参加したりする方が地域に認知されやすく、子ども会そのものの発展にプラスになるようです。

○中学生高校生の活用

なんといっても子どもは子ども同士です。ちょっと年上のお兄さんお姉さんと一緒に活動することを喜びます。

考え方や興味・関心の持ち方、学校や流行の話題なども近く、体力なども十分でしょう。ただし近頃は、年下の子どもの面倒をみた経験もないので、年齢が上というだけでは始めから上手に自分よりも年下の子どもをリードできなくなってきていますから、ジュニアリーダーの講習会に参加させたり、中高生らしく活動を分担させたり、数年計画で5・6年生を意図的に養成していくことなどが現実的で無理のない方法でしょう。いずれにしても中高生が子ども会活動にかかわることで、本人の家庭や学校、地域での生活がより充実、向上するように配慮されていることが重要です。

○評価が進歩の要

ひとつひとつの活動を計画しプログラムを作成するということは、あらかじめ「こうなるだろう・こうしたい」といった予想を立てることですから、一般的にはなかなか予想通りにいかないものです。それにとどの活動も、一番大切なことは活動を実施した結果に対する目的や目標をはっきりさせておくことです。従って、活動を実施している段階から、たえず予想を立てた目的がどの程度達成できたか、調べてみるということが評価することになります。「やれやれ、やっと終わった。お疲れ様」では、せっかくの活動がもったいないことになり、発展がありません。良かった点、反省すべき点などその理由も考えて、なるべく客観的に調べてみます。多くの役員や会員の感想や観察を吸い上げてみましょう。

○育成会会員名簿の作成

入会手続きをすませ会員となれば、育成会員カードを配り、その人の趣味・特技など差しさわりのない範囲で記入してもらい、会員一人ひとりの特性をつかんでおくことが必要です。

この会員カードをもとに育成会員名簿を作成する場合、個人情報の管理・取扱には、十分な注意が必要です。

例えば、ファイル方式にして厚紙で会員カードを作り、子ども会育成会の人材バンクを作ってはどうでしょう。子どもたちがサッカークラブを始めたい時には、この会員カードからサッカー好きの保護者にコーチ役を引き受けてもらうなど考えていきます。会員カードがそろっていれば隣接の子ども会同士でも情報を交換しあい、相互に援助しあうこともできるでしょう。ゆくゆくは、特技指導者として登録してもらえば充実したものとなります。

(例)

〇〇子ども会育成会員カード

〇〇子ども会育成会
記入日； 年 月 日

① あなたのこと	育成会員 名前		男・女	生年月日	年 月 日		
	住所		自宅電話				
	職業 (現 前)		FAX				
	メールアドレス		緊急連絡先又 は携帯電話				
	※住所・電話番号・FAX・携帯・メールアドレスを名簿に記載してもよいかどうか 可 ・ 不可						
② あなたの子ども	趣味・特技・資格、得意なこと 等/子どもたちに教えられること						
	子どもの頃、よく遊んだ遊び等						
③ お子さんのこと	子どもの頃、グループや団体に 参加していましたか		してい ない	していた	その団体名 ()		
	名前	続柄	生年月日	年齢	校名	学年	組
④ 育成会子ども会のこと	子ども会活動に期待すること						
	育成会活動に期待すること						
⑤ その他	その他、お気づきになったことを自由にお聞かせください。						

○育成会の入会手続き

1. これから育成会を結成しようとする場合

まず、育成会結成のための準備会をつくることです。

PTA、町内会・自治会、青年会、女性部、老人クラブなど更に班割りを予想してその地域を代表する人にも準備委員として参加してもらい、会の名称、会則、会費、役員構成、年間計画、呼びかけの方法や入会手続き、発足会や総会の持ち方について案を立てていきます。

案ができれば、地域の全世帯にその資料を配布し、事前に十分検討してもらい発会のための検討会に出席してもらいます。そこで出た意見をもとに修正を加え、発会式をもち、そこで承認を得たところで正式に育成会加入への呼びかけが始まります。発足に当たっては、準備段階から、みんなの創意でスタートまでこぎつけるということが大切です。

2. 新規会員への呼びかけ

新入生の家庭が中心になるでしょうが、できるだけ分かりやすく親しみを感じる「子ども会育成会へのおさそい」のチラシを作りましょう。

また、子どもの遊びと成長、子ども会活動の教育的な価値、大人の役割、育成会の重要性などを具体的にのせた「子ども会活動を支える大人たち」のパンフレットも準備しましょう。

このおさそいやパンフレットをすでに加入している人も含めて配布し、育成会の必要性について十分に理解してもらうように努め、一人でも多くの人に入会してもらいましょう。

さらに育成会員の小さなグループの集まりを持ち、気軽に話し合いを持つ、手分けして育成班長さんが未加入の家を一軒一軒訪問してみる、などはどうでしょう。3月には、新入生の子ども会一日入会の機会を親・保護者と持つのもいかがでしょうか。

○育成会の財政

子ども会が活発に継続して活動を行うためには、財政基盤がきちっと確立されていることが必要です。そのためには、育成会としての独自の会費を集め、育成会員からの会費をもって、その多くを充てるのがよいでしょう。もちろん町内会、自治会等からの援助は受けるとしても、すべてをそれに頼ってしまうのはどうでしょうか。

会費の額は、その年度にどのような目的でどのような事業をどのくらいの規模で行うか、その活動の助成をどのくらいに見積もるかなど、年間の予算を立て、およその総額でどのくらい必要となるか見当をつけてみるとよいでしょう。そこから一人当たりの年額、そして月額がでてきます。これが会費ということになります。会費の徴収は一軒一軒おとすれ、玄関口で声をかけあうことも大切です。

○育成会役員の引継ぎ

役員は、いつでも引継ぎができるように体制を整え、資料等を整理しておくことが重要です。

特に新年度の役員交代の際は言うまでもありません。

引継ぎの主な項目をあげてみましょう。

- ① 前年度の事業の経過
- ② 前年度の収支決算の経過
- ③ 育成会員名簿と未加入者対策
- ④ 当面している育成会の課題確認
- ⑤ 地区や校区子ども会行事との連携
- ⑥ 行政（学校を含む）との連携
- ⑦ 関係青少年団体との連携
- ⑧ 各種資料、教材等の点検・確認



⑨ 総会提出資料の作成

⑩ 子ども会記録ノート・育成会日誌・写真集の引継ぎ

役員個人のものでなく組織として整理し引き継ぐことは貴重な財産です。

○育成会役員の継続のすすめ

年度末の選出の時期になると、役員のなり手がなくて困っているという声が聞かれます。やっと役員を引き受けてもらっても、一年で交替してしまうので、また一からやり直してなかなか実績があがらないとも言われています。特に子どもが6年生になった時、順番制で最後の一年間だけ役を引き受けてやめていく人が多いようです。

1年では、ただ夢中で忙しいばかりで楽しさがなく苦しさのみで終わります。仕事の内容もわかりかけたところで終わってしまうのです。2年目は、一年経験していますから学んだことをもとに実践できるのです。楽しさと苦しみが半々となります。3年目は、今までの体験を生かし後継者にも教えることができるなど楽しさが多くを占めます。3年すぎると10年続くと言います。

○育成会役員の選び方

単位の育成会の役員としては、会長1名、副会長1～2名、会計2名、書記など最低これだけは必要でしょう。では、どのような人を選んだらよいのでしょうか。子どもが好きで意欲があり、人柄もよく、能力を身につけている人を選ぶべきでしょう。この三条件を兼ね備えている人を選ぶことは難しいので、それらを目標にして努力できる人こそが役員としてふさわしい人と言えます。

まず民主的な人を選ぶことです。野心に燃えたり、この団体を足がかりにして他のことを考えているような人に資格はありません。明朗で親切な人、ものの考え方が広く公平な人、役員ぶらない人、仕事を一人でとりこまない人等が良いのではないのでしょうか。

○みんなの育成会総会を大切に

育成会で最高の議決機関は総会です。従って総会を経て、新年度の組織や活動計画が正式に決まってからスタートします。

ですから、この総会には全員が出席して会を盛り上げることが大切です。一部の役員と何人かの人で決めてしまうのでは、その後の活動が思いやられます。一人ひとりの参加意識を盛り上げ協力してもらうためにも、年度始めの総会をきちんと開いてください。

総会で決めなければならない事項は、

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 前年度の収支決算の承認
- (3) 役員・会計監査などの選任
- (4) 新年度事業計画の審議決定
- (5) 新年度収支予算の審議決定

その他規約・会則改正や重要なことを議題にあげます。重要な案件などは、事前に資料を配りましょう。当日はみんなで係りを分担したり、レクリエーションを取り入れるなどひと工夫をしてみましょう。



○育成会の規約【P.4 参照】

会を運営し維持していくためには、みんなで決めた約束ごとが必要です。一人ひとりがまちまちな考え方でことに当たったのではまとまらないし、継続した活動は成り立ちません。

そこで、会の規約・会則が必要となります。

規約・会則は、育成会活動をスムーズにしていくための「ものさし」として定め、みんなが分かりやすく、誰もが活動しやすい規約・会則をつくることが大事です。

規約・会則では、目的・組織・活動・役員（任務・選出・任期）・委員会・会議（総会・役員会・委員会）・議決及び定足数・会計、規約・会則制定日や改定日などが規定されますが、実情に応じて工夫し、少しでも良いものとなるようにしましょう。

子どもたちの子ども会には、子どもたち同士の約束ごとを盛り込んだ規約・会則とし、子どもでも良く分かり、みんながそろってできるものにしましょう。

○育成会の中に班組織を

育成会員一人ひとりの意向をくみあげ、みんなの考えを生かしながら運営することは大切なことです。そのためには、小集団グループ（班）に分けて活動することが必要です。その班は、子どもたちの班分けにあわせて育成会の大人の方も班分けをした、活動の基礎集団とします。

子どもたちの班は、8人から多くても15人程度がよいでしょう。15人の班の場合、世帯数は8世帯から10世帯でしょう。この保護者たちがまず育成会員であってほしいものです。近くの大人たちですから、日常の挨拶や会話等を通して、子どもたちをはげましてほしいのです。

このような小集団、すなわち班が4～5班が集まって、一つの子ども会育成会をつくりあげるのが適当でしょう。会員数の多いところでは、大きくいくつかの地区に分け、その中を班分けすることも必要です。

○盛り上げる育成班長

この育成会の班には、班を代表し班のお世話をする育成班長を1名、副班長を1名決めます。その他班の書記（記録）として1名決めるか、その都度交代でやるのもよいでしょう。

育成班長は、班員のとりまとめを行うとともに、他の班との連携、育成班長会、各種係会（委員会）、役員会などに出席し、意見交換を図り、よりよい子ども会活動を目指して活動します。

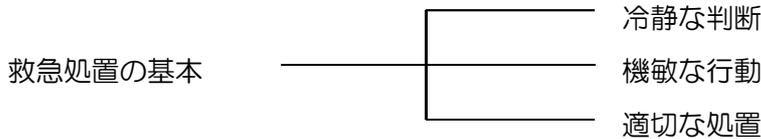
時には、隣接の班が集まって情報交換することも必要です。単位育成会としての育成会員全員を対象にした講演会、研修会、レクリエーション講習会なども計画し、育成会員の意識を高めましょう。

校区や地区、市や府等で行われる研修会や講習会などにも積極的に参加し、常に視野を広く持つように心がけることが大切です。



万一の事故に備えて

私たちの毎日の暮らしは、ケガや事故につながる危険や災害に囲まれています。しかし、万一というときに、あわてず適切な応急手当を行い、事故者を少しでもよい状態で医師に引き継ぐ事が必要です。



どのような不測の事故が発生しても、すぐ対処できるような救急体制をつくっておきましょう。

●事故発生時の処置

- ① 被害者に対する措置
災害・事故の程度に応じて、人名救助や健康保全のため、必要又は適切な処置をとること。
- ② 医師、消防署（119）、警察署（110）への通報
「いつ、どこで、だれが、どうしたか」報告し、「いましなければならぬことは何か」指示を受ける。
- ③ 病院に対する措置
災害・事故の状況に応じて適切な病院を選ぶこと。
- ④ 現場保全と記録【専門家しかできないことは専門家に】
現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、証拠の保全、証拠隠滅の防止（目撃者の住所、氏名など第三者の立会い）
- ⑤ 利用施設に対する措置
施設の管理者に対して、事故災害の状況を報告、説明する。

*安全共済会共済金（府こ連、全子連）請求をする場合

⇒ 東大阪市子ども会育成連絡協議会事務局へ連絡してください。【TEL 06-4309-3281】

●応急手当で注意すべきこと

- * 傷病の悪化を防ぐこと。
- * 生死の判定をしないこと。
- * 医薬品は原則として使用しないこと。
- * 医師に引き継ぐまでの応急手当にとどめること。

●応急手当への心がまえ

観 察 …………… 事故者の症状を正確につかむために

- ①意識があるかどうか。
- ②呼吸があるかどうか。（強いか・弱い・速いか・遅いか）
- ③脈があるかどうか。（強いか・弱い）
- ④顔色はどうか。
- ⑤手足などの動きはどうか。（体の硬直）
- ⑥意識があれば病気やけがの状態を聞いてみる。（どこが痛むか・骨折・内臓の損傷）
- ⑦出血の有無はどうか。
- ⑧症状によって直接「体」に触れてみる。

- ⑨瞳孔の状態はどうか。
- ⑩小さな傷も見のがさない。

取扱い 医師の治療を受ける前の一般的救急処置で事故者の回復効果をうながす。

- ①事故者の容態に応じて、最もよい体位を保つことが必要である。事故者の意識の有無や症状によって決めるが、原則としては「水平」に寝かせる。
- ②意識のあるとき
 - ・精神的にリラックスさせ、落ちつかせて安静に努める。
 - ・症状をはやくつかむ。（頭痛・はきけ・顔色）
- ③意識のないとき
 - ・直ちに運動を中止させ、日陰に休ませる。
 - ・呼吸停止や心臓停止が起ってきたら、直ちに気道確保し、蘇生法を実施する。

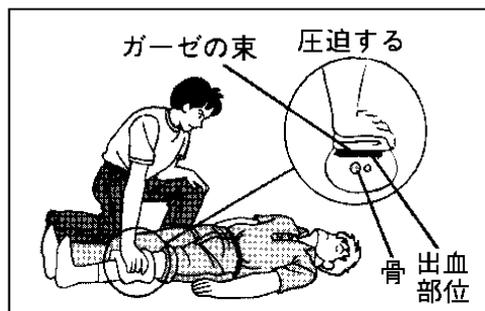
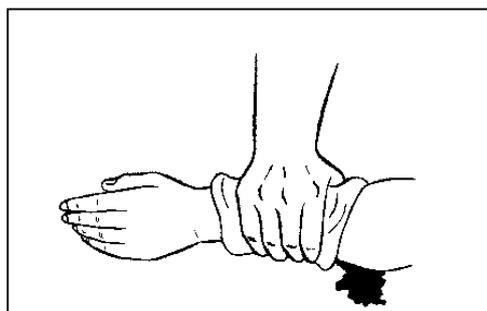
● 応急手当の基礎知識

① 止血法

一般に体内の血液の20%が急速に失われると出血性ショックという重い状態になり、30%を失えば生命に危険を及ぼすと言われています。したがって出血量が多いほど、止血手当を迅速に行う必要があります。大出血の止血方法としては、出血部位を直接圧迫する直接圧迫止血法が基本です。この方法で止血できない大量の動脈性出血の場合には、手足に限って、最終的な手段として止血帯法があります。

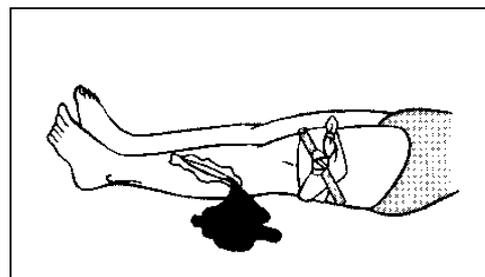
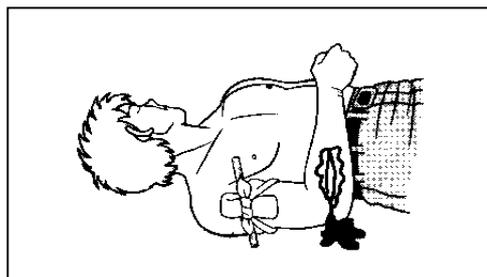
(1) 直接圧迫止血法

きれいなガーゼやハンカチなどを傷口に当て、手で圧迫する。



(2) 止血帯法

手足の太い血管損傷による出血で、直接圧迫止血法では止血が困難な場合に行う。このとき、止血した時間を記録しておく。



(3) 間接圧迫止血法

主に手や足からの出血の場合、出血している部分より心臓に近い部位の止血点を手や指で圧迫して止血する。

②気道異物の除去

適切な対処の第一歩は、まず窒息に気がつくことです。苦しそう、顔色が悪い、声が出せないなどがあれば窒息しているかもしれません。このような場合には、「喉が詰まったの？」と尋ねます。声が出せず、うなずくようであればただちに気道異物への対処を行わなければなりません。

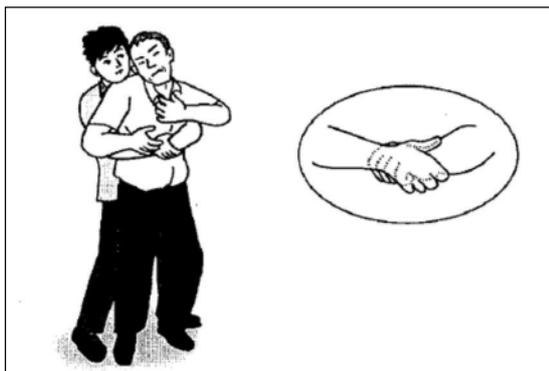
(1) 反応がある場合

窒息と判断すれば、ただちに119番通報を誰かに依頼した後に、腹部突き上げや背部叩打を試みます。その場の状況に応じて、やりやすい方法で実施してかまいませんが、1つの方法を数度繰り返しても効果がなければ、もう1つの方法に切り替えてください。

異物が取れるか反応がなくなるまで、2つの方法を数度ずつ繰り返して続けます。

なお、明らかに妊娠していると思われる女性や高度な肥満者には腹部突き上げを行わず、背面叩打のみを行います。

● 腹部突き上げ法

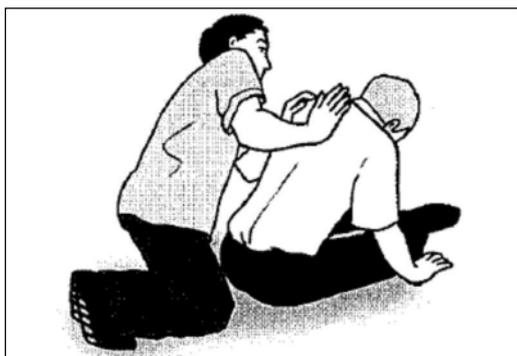


救助者は傷病者の後ろにまわり、ウエスト付近に手を回します。一方の手でヘソの位置を確認し、もう一方の手で握りこぶしを作って、親指側を傷病者のヘソの上方で、みぞおちより十分下方に当てます。ヘソを確認した手で握りこぶしを握り、すばやく手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。

腹部突き上げ法を実施した場合は、腹部の内臓をいためる可能性があるため、異物除去後は、救急隊にそのことを伝えるか、すみやかに医師の診察を受けさせることを忘れてはなりません。

119番通報する前に異物が取れた場合でも、医師の診察は必要です。

● 背部叩打法



立位または座位の傷病者では図のように、傷病者の後方から手のひらの基部（手掌基部）で左右の肩甲骨の中間あたりを力強くたたきます。

③頭部打撲

- (1) 頭部を打ったら静かに水平に寝かせる。
- (2) 頭皮から出血があれば止血する。
- (3) 嘔吐、けいれん、意識障害がある場合はすぐに専門の病院へ運ぶ。
 - ・ 気道を確保し、なるべく早く運ぶ。
 - ・ 移送はできるだけ静かに。
 - ・ 呼吸停止があれば、救急蘇生法を行う。

④日（熱）射病／熱中症

「日射病」は、海辺や炎天下でのスポーツなどのときのように、直接日光を長時間受けたときに起こる。

「熱射病」は、高温多湿の場所で重労働したりすると起こる。

- (1) 風通しのよい涼しい日陰に衣服をゆるめて寝かす。
- (2) 重症でけいれんが強く意識がないときは気道確保し早く病院に送る。

▼熱中症の場合



【出典：総務省消防庁ウェブサイト (<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2605/pdf/260514-1.pdf>)】

⑤ショック状態への対応

- (1) ショックの見方
 - ◆ 顔色を見る。
 - ◆ 呼吸を見る。
 - ◆ 脈拍を調べる。
- (2) ショックの症状
 - ◆ 目はうつろとなる。
 - ◆ 呼吸は速く浅くなる。
 - ◆ 脈拍は弱く速い。
 - ◆ 表情はぼんやりしている（無欲状態）。
 - ◆ 唇は紫色か白っぽい（チアノーゼ）。
 - ◆ 体は、こきざみに震える。

- ◆冷汗が出る。
- ◆皮膚は青白く、冷たい。

(3) ショックに対する応急手当

- ◆傷病者を水平に寝かせる。
- ◆両足を30cmぐらい高く上げる。
- ◆ネクタイやベルトをゆるめる。
- ◆毛布や衣服をかけ、保温する。
- ◆声をかけて元気づける。

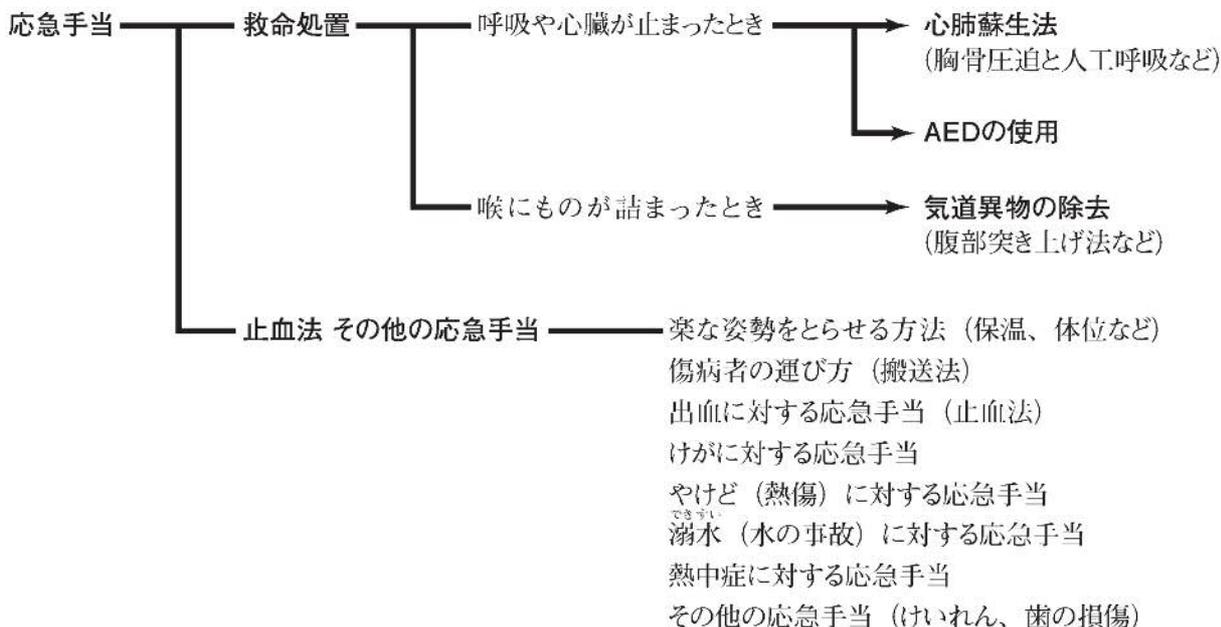
●救急車の呼び方

救急電話のかけ方

1. 局番なしの『119』
2. つながったら『救急です。』
3. 住所・氏名・目印になる建物等を知らせる。
4. 「だれが・いつ・どこで・どういうふうに・どうなった」を報告する。
5. 事故者や急病人が多いときは、人数を忘れずに。
6. 応急手当の内容を報告し、何と何をしたらよいか注意をきく。
7. 救急電話で指定した目標物まで必ず誰か出迎えて救急車を誘導する。

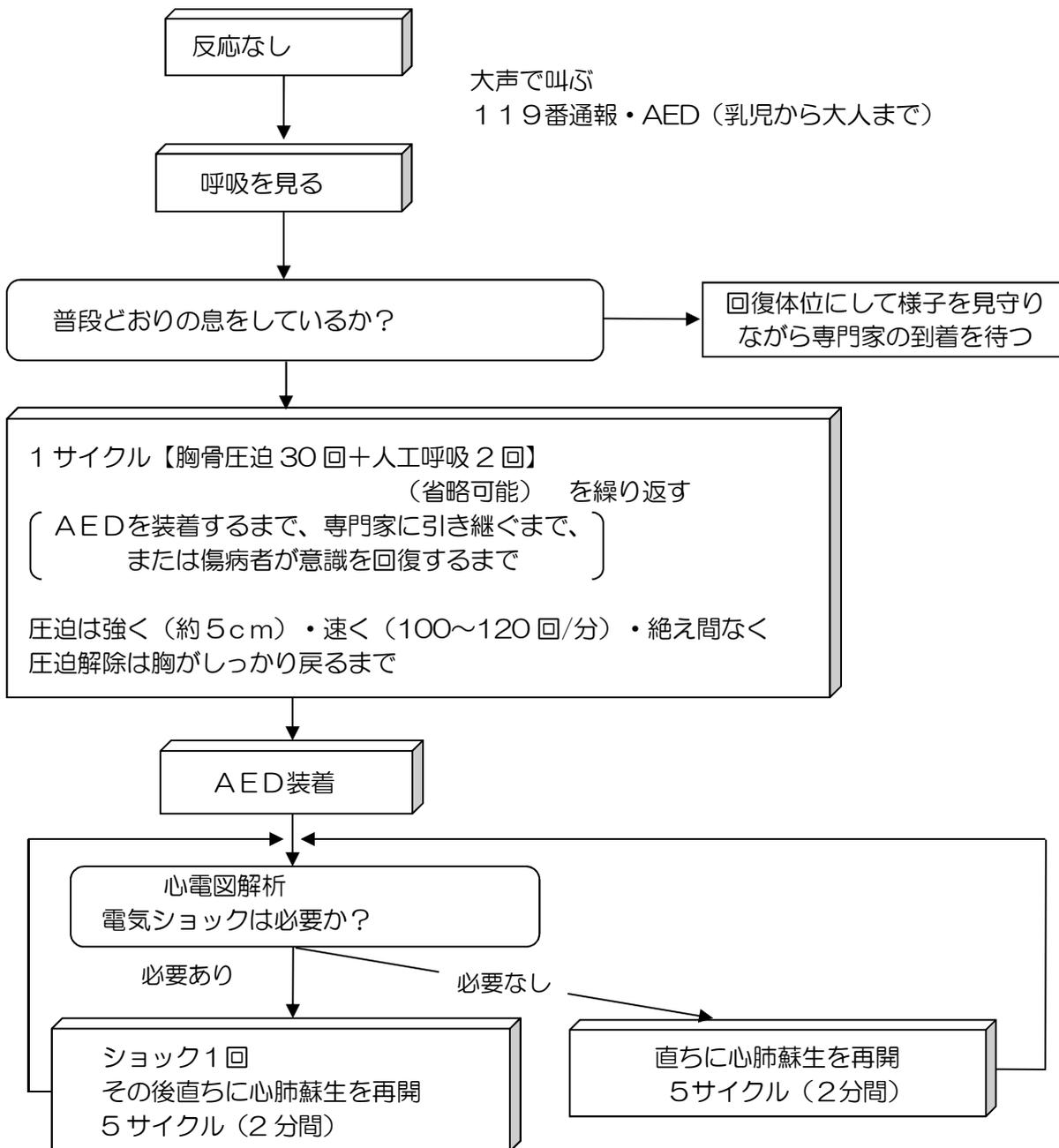
●まとめ

応急手当をまとめてみると次のようになります。



【出典：総務省消防庁ウェブサイト
(http://www.fdma.go.jp/html/life/pdf/oukyu1_kaitei4.pdf)】

●一次救命処置の流れ



※ 患者に何らかの反応や目的ある動作が見られるか、または専門家に引き継ぐまでは心肺蘇生を継続する。

■休日急病診療所

東大阪市西岩田 4-4-38 (近鉄奈良線「若江岩田駅」)

☎06-6789-1121

	休日急病診療	夜間急病診療
診療日	日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	土曜日 (ただし、土曜日が祝日・年末年始の場合は休診)
診療科目	内科・小児科・歯科	内科・小児科
受付時間	午前10時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分	午後6時～午後8時30分

東大阪市子ども会育成連絡協議会

東大阪市子ども会育成連絡協議会（略称：市子連^{しこれん}）は、

- *全市的な事業の実施（ソフトボール大会、子ども会大会等）
- *子ども会活動の情報発信（「子ども会だより」の発行、ウェブサイトの更新等）
- *大阪府子ども会育成連合会（大阪府子ども会安全共済会、全国子ども会安全共済会）との連絡調整などを行っております。

大阪府子ども会安全共済会は、昭和45年から、会員相互扶助の精神に基づき、子ども会活動中に発生した負傷・疾病・後遺障害または死亡に対して、お見舞金の給付を開始し、平成24年2月大阪府教育委員会より安全共済事業の認可を受け、平成24年4月1日より新たに安全共済会としてスタートしました。また、共済金とともに「賠償責任保険」も付与されており、指導者・育成者が主催者として法律上の損害賠償責任（対人・対物）を負った場合に適用されます。詳しくは、大阪府子ども会育成連合会ウェブサイト（<http://www.fukoren.sakura.ne.jp/05anzenkai.html>）や大阪府子ども会安全共済会パンフレットをご参照ください。

全国子ども会安全共済会は、被共済者の相互扶助の精神に基づき、子ども会活動を安心して行うために、子ども会が主催する活動における事故等の怪我や疾病等について補償し、青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的としています。

詳しくは、全国子ども会連合会ウェブサイト（<http://www.kodomo-kai.or.jp>）や全国子ども会安全共済会パンフレットをご参照ください。

安全共済会の加入・請求については、東大阪市子ども会育成連絡協議会事務局（市子連事務局）が窓口となりますので、詳しくは、市子連ウェブサイト（<http://kodomokai.jp>）をご確認いただくか、市子連事務局までお問い合わせください。

※ 子ども会活動を安心して行うために、「安全共済会」に加入しておきましょう！

◎参考

東大阪市子ども会育成連絡協議会（市子連）
一般財団法人大阪府子ども会育成連合会（府こ連）
公益社団法人全国子ども会連合会（全子連）

<http://kodomokai.jp>
<http://www.fukoren.sakura.ne.jp>
<http://www.kodomokai.jp/>



東大阪市子ども会育成連絡協議会 会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、東大阪市子ども会育成連絡協議会と称し、事務局を東大阪市教育委員会事務局社会教育部青少年教育課内に置く。

(目的)

第2条 この会は、子ども会相互の緊密な連携のもとに子ども会の自主的な活動を育成指導し、併せて指導者の資質を高めることにより、子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 地域子ども会相互の連絡協調
- (2) 全市的子ども会事業の推進と協力
- (3) 子ども会指導の養成と研修
- (4) 子ども会に関する調査研究と資料の発刊
- (5) 前各号のほか、この会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 この会は、子ども会の育成者をもって構成する。

- (2) 各地区(校区)に子ども会育成連絡会を置く。

(理事)

第5条 各地区(校区)子ども会育成連絡会会長・副会長(代表者)は、本協議会の理事とする。

(2) 理事が会長及び事務局長に選任されたときは、その地区(校区)は、これに代わる理事を選出しなければならない。

(役員)

第6条 この会に役員を置く。

会長 1名 副会長 3名 会計 1名
常任理事 若干名 事務局長 1名 顧問 若干名
相談役 若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計、常任理事及び事務局長は、理事の互選による。

- (2) 顧問は、理事及び会員のうちから理事会で選出する。

(役員及び理事の任期)

第8条 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 役員及び理事に欠員を生じた場合の補欠役員及び理事の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員及び理事は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行なう。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、この会の会計について処理する。
- (4) 常任理事は、会長、副会長を補佐し、各担当部門を掌理し事業の推進にあたる。
- (5) 事務局長は、渉外及び事務を掌理する。
- (6) 顧問・相談役は会長の求めにより役員会、理事会及び専門部会に出席し、指導又は助言する。

(会議)

第10条 この会は、理事会及び役員会とし、会長がこれを召集し議長を指名する。

(2) 理事会は、役員及び理事をもって構成し、会務を審議し事業の推進にあたる。会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、その2分の1以上の賛成をもって決する。ただし、会長及び事務局長は除く。

(3) 役員会は、第6条の役員をもって構成し、この会の運営及び事業の立案にあたる。

(議事録)

第11条 会議の議事については、議事録を作成しなくてはならない。

(2) これらについては書記が担当し、書記は議長が指名する。

(部会及び部員)

第12条 会長は必要に応じ、部会及び部員を置くことができる。

(2) 部会、部員の組織及びその所掌は別に定める。

(3) 部長は、常任理事が兼務し、会長がこれを指名する。

(4) 副部長、部員は、役員会の議を経て、理事及び会員の中から原則として会長が指名する。

(会計)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費)

第14条 この会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(監事)

第15条 この会の会計を監査するため、監事2名を置く。

2 この監事の選出は、理事の互選による。

(会則の変更)

第16条 この会則を変更しようとするときは、理事会の3分の2以上の賛成をもって改定することができる。

附則

この会則は、昭和49年3月29日から施行する。

附則

この会則は、平成8年4月11日から施行する。

附則

この会則は、平成30年4月18日から施行する。

附則

この会則は、令和2年4月19日から施行する。

部 会 規 則

会則第12条第2項により各部会を置く。

1. 部会の種類及び分掌

(1) スポーツ部会

体育に関する活動

その他必要事項

(2) ジュニアリーダー部会



ジュニアリーダーの養成
その他必要事項

(3) 広報・育成部会

育成者の資質向上に関する活動
活動PR、情報提供、会報の発行

その他必要事項

(4) 文化部会

表彰式典、レクリエーションに関する活動
その他必要事項

2. 部 会

(部会の組織構成)

部会は、部長1名、副部長1名、部員若干名をもって構成し会長が指名する。

(部会の招集及び議長)

部会は、部長が招集し、その議長となる。

(部長の附議事項)

部長は、その部に属する事項を議に附する。

(部長に報告義務)

部長は、会議の結果を会長に報告しなければならない。

(部員の活動参加)

部員は、会則第2条の目的達成のため、部会の開催及び行事活動の参加に努めなければならない。

(部長の専決)

- (1) 部長は、事案処理が急を要する場合、専決することができる。
- (2) 前項により専決した場合は、次回の部会に報告しなければならない。

◎青少年健全育成都市宣言

あすの社会を担い、未来の平和と繁栄を築くものは青少年です。

青少年が誇りと責任を自覚し、たくましく健やかに成長することは、市民すべての願いです。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年が健やかに育つまちづくりを進めることを決意し、本市を「青少年健全育成都市」とすることをここに宣言します。

昭和60年11月1日

東大阪市



「早寝早起き朝ごはん」！！
みんなで元気な体をつくろう！！



東大阪市子ども会育成連絡協議会

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市教育委員会事務局社会教育部青少年教育課内
東大阪市子ども会育成連絡協議会事務局

TEL 06-4309-3281

FAX 06-4309-3835